4-47

公立美術館におけるオープンスペースの利用実態とその問題点
–公共建築のオープン化に関する研究–

日大生産工（院）　○草柳　めぐみ
日大生産工　　広田　直行

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

博物館法により，公立美術館の入館料は原則無料とされている。昨年，教育基本法改正にともない，博物館法の改正が行われ，改正案検討の際，入館料の規定も議題にあがった。「無料ないしできるだけ低廉な額に設定するべき」[注1)]であると提言されていたが改正には至らなかった。公立美術館を地域のコミュニティの拠点として、気軽に立ち寄れるようにするには，オープンスペースの設置は重要であり，有料化は適さないと考える。また，社会教育法により，公立美術館は教育普及活動が義務付けられている。教育施設は，活動の場を住民に提供することが重要であり，活動は住民に対して開かれていなければならない。教育普及活動を行うにあたり，より住民が利用しやすくなるよう施設のオープン化が必要である。そこでオープンスペースの利用実態，教育普及活動の空間利用実態とそれぞれの問題点について調査する。

1.2 研究の対象

本研究では，「全国美術ガイド」2006 年版[注2)]に掲載されている東京都内の公立美術館 24 館を対象とする。本稿では，現地調査が終了している，板橋区立美術館，世田谷美術館，目黒区美術館，府中市美術館，東京都美術館の 5 事例について報告する。表 1 において，5 事例についての建設年と設置目的を示す。

1.3 研究の方法

調査方法は，各美術館より提供された図面，または「美術館建築案内–建築デザインを読む」[注3)]に掲載されている図面と，実態確認調査により，オープンスペース・住民開放スペースの設置状況を把握する。学芸員または職員に対するヒアリング調査から，オープンスペース・住民開放スペースの利用実態を把握する。

表 1　対象事例の施設概要

事例	施設名	管轄	建設年	設置目的	延床面積(㎡)
1	東京都美術館	都立	1975年	都民の美術鑑賞の場、社会教育の場、そして新しい憩いの場	31943
2	板橋区立美術館	区立	1979年	地域文化振興の役割を担い、区民の憩いの場であり、地域に密着した美術館	2086
3	世田谷美術館	区立	1986年	生活空間としての美術館、オープンシステムとしての美術館、公園美術館としての美術館	8223
4	目黒区美術館	区立	1987年	地域に息づくもっとも身近な美術館、気軽に美術に親しめる憩いの場、美術を媒介とした都市生活者の自己再発見の場	4059
5	府中市美術館	市立	2000年	生活と美術＝美と結びついた暮らしを見直す美術館	7764

入館料または観覧料を徴収するスペースを「有料展示ゾーン」とし，それ以外の住民が利用できるスペースを「住民開放スペース」とする。更に，住民開放スペースを，出入りの自由度により分類する。予約の必要がなく、誰でも自由に利用することができるスペースを「オープンスペース（以下ＯＳ）」，利用の際予約を必要とするスペースを「リザベーションスペース（以下ＲＳ）」とする。（図１）

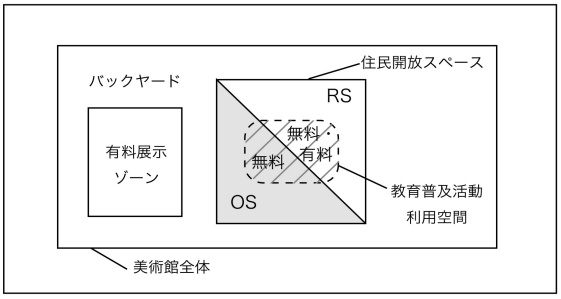

図 1　美術館構成

2. 美術館内の住民開放スペースの分類

平面図の読み取りと実態調査，ヒアリング調査から，住民開放スペースを抽出する。抽出された住民開放スペースを機能により分類する。これより，美術館内では①エントランス・ロビー，②講堂・ホール，③講義室・会議室，④アトリエ・創作室，⑤区民（市民）ギャラリー，⑥美術図書室，⑦公開制作室，⑧ミュージアム

The use actual condition and the point at issue of open-space in public art museum
-A study on opening the public facilities-
Megumi KUSAYANAGI, Naoyuki HIROTA

ショップの８種類の住民開放スペースが抽出できる。

3. オープンスペースの設置状況

3-1. 分類ごとにみるＯＳの設置状況

住民開放スペースの分類ごとに室の開放度をみる。（表２）

②講堂は，ＯＳとRSの２種類あり，ＲＳの事例では普段施錠しているが，ＯＳの事例は常にドアが開かれた状態である。③講義室・会議室，④アトリエ・創作室はRSとなっており，ＯＳとして設置されていない。⑥図書室はＯＳに設置されている施設が多い。

鑑賞者の立場，発表者または創作者の立場では，ＯＳの捉え方が違ってくる。⑤区民ギャラリーは鑑賞者側の立場からでは，自由に入ることができ，ＯＳとなるが，発表者側からすると，室を借りる必要があり，ＲＳとなる。⑦公開制作室は，公開制作を行っているときは自由に入り見学ができる。

表２より，ＯＳは，エントランス・ロビー，区民（市民）ギャラリー，図書室，ミュージアムショップにより構成される傾向がみられる。

表２　住民開放スペースの開放度

分類	住民開放スペースの名称	1	2	3	4	5
①	エントランス・ロビー	OS	OS	OS	有料ゾーン	OS
②	講堂・ホール	RS	－	RS	－	OS
③	講義室・会議室	RS	RS	RS	－	－
④	アトリエ・創作室	RS	RS	RS	有料ゾーン	RS
⑤	区民ギャラリー	－	－	OS・RS	OS・RS	OS・RS
⑥	図書室	OS	OS	OS	有料ゾーン	OS
⑦	公開制作室	－	－	－	－	OS
⑧	ミュージアムショップ	OS	有料ゾーン	OS	有料ゾーン	OS

教育普及利用空間

また事例ごとにみると，事例４は，施設内がほぼ有料ゾーンである。教育普及を行っている④ワークショップ室も有料ゾーンに含まれている。そのため，参加する際には，必ず展覧会観覧料を払わなければならない。また，⑤区民ギャラリーは入口が別にあり無料で入ることができる。事例５においては，ＲＳは④創作室のみであり，住民開放スペースの多くがＯＳである。住民に対して自由利用の範囲が広いことや室機能の種類が多いといえる。

3-2. ＯＳの設置率と構成比

５事例の中ではＯＳは管理者専用区域を除いた延床面積に対して 34%以下であり，平均は 23.7%である。またＲＳを含めた住民開放スペースは，平均 40.3%である。（図２）

管轄が区立と市立の設置目的は，地域住民に対して身近な美術館であるが，事例１の都立は対象者が都民であり，活動も一つ一つが大きくなり，面積も広い。そのため，展示室のスペースが広く，ゾーン構成のＯＳ率をみると 9.5%と低いが，ＯＳ面積は 1370 ㎡と事例３の 1586 ㎡に次いで２番目に広い。（図３）

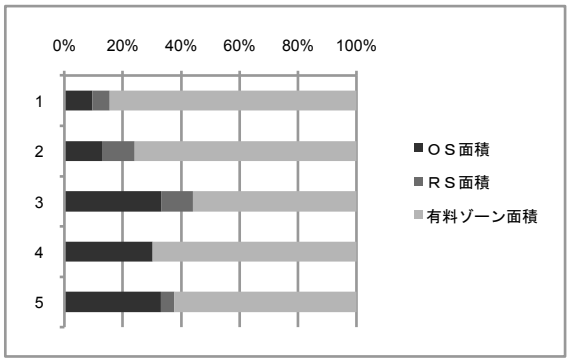

図２　美術館内のゾーン構成比

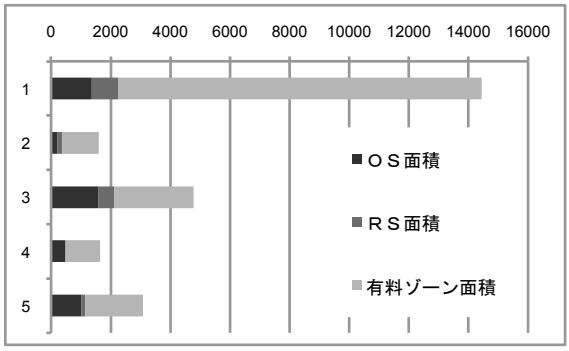

図３　美術館のＯＳ率

4. 教育普及活動の空間利用実態

図４に教育普及活動のＯＳ・ＲＳ内での利用面積比率をみる。事例１，２では，ＯＳでは教育普及活動は行っておらず，ＲＳ100%である。ＯＳで教育普及活動を行っているのは，事例３と５である。事例３では教育普及活動の利用面積の 27.6%がＯＳであるのに対し，事例５では，69.1%がＯＳを利用しており，活動が住民に対して開けているといえる。

建設年でみると，比較的新しい施設ではＯＳの利用が増えており，ＯＳ利用を考慮した設計がなされていると考えられる。また規模にみると，小規模の事例２，４ではＯＳを利用していないことに対し，中規模の事例３，５ではＯＳを利用している。これは教育普及活動を行う空間はＲＳが優先的に確保されているといえる。

更に，設置目的にみると，対象圏域が狭い市立の事例でＯＳが多く利用されている。

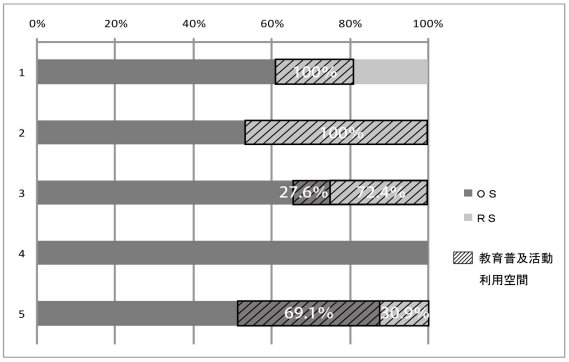

図４　教育普及活動の空間利用面積比率

4-1. ＯＳでの利用実態

住民開放スペース内での教育普及活動は表４にあげられる。オープンスペースでみられる利用は，コンサート，公開制作があげられる。対象者が限定されず，立ち寄る程度でみることも可能であるため，ＯＳで行われることが望ましいと考える。その際，展示室に音がもれないよう，会場と展示室の位置を離すなどの配慮が必要である。また企画展に関連したコンサートの場合，企画展を更に深く知ってもらうために，展示室付近または，展示室内でコンサートを行うこともある。

⑦公開制作は作品のつくられていく過程や，アーティストがどのような考えで作品をつくるのかを，肌で感じることのできる企画である。公開制作の専用室があるのは，事例５のみであるが，事例２，３，４でも，④創作室において公開制作を行っている。公開制作専用の室がある利点は，公開制作でつくられた作品をそのまま展示し，鑑賞できることである。しかし，制作を行う頻度は週に１回程であり，展示室ともいえる。創作室で公開制作を行う利点としては，室の稼働率の向上があげられる。

①無料休憩所において，簡単にできるワークショップを開いている事例もある。創作室と違い，設備が整っていないため制作の幅は縮まるが，予約が必要でないため住民にとって参加しやすい活動といえる。

4-2. ＲＳでの利用実態

ＲＳ内では，要予約であるが，無料で参加できる活動と，有料の活動がある。

主に無料である活動は，講演会，上映会，聴講する形式の講座であり，利用場所としては②講堂が多くあげられる。③講義室・④創作室は有料のワークショップに多く使われている。

次に利用空間の特徴をみる。②講堂では講演会，上映会，演奏会が行われている。音響設備が整えられ，更に防音設備のある室が選ばれている。ワークショップや講座の利用空間は，④創作室が主であり,次に講義室で行われている。創作室と講義室では机に違いがみられ，創作室では大きな机が複数あり，それを囲むように座る形式であり，講義室は１～３人で使う机が教室のように並べられ皆同じ方向を向き座る形式である。

一時保育が行われている施設は，２事例ある。保育士に子どもをあずけ，その間母親に展覧会をゆっくり鑑賞してもらう企画である。事例５では,「初めてアート」という名称がついており，絵本や，手遊びなど，幼児が美術に触れる第一歩の活動としている。

事例	利用空間	教育普及活動
1	②講堂	音楽会，講演会，上映会
	③会議室	ワークショップ
2	①ロビー	カフェボローニャ，カフェブックショップ
	③講義室	講座，こどもアトリエ，講演会，映画会，演奏会，人形劇，一時保育
	④アトリエ	講座，こどもアトリエ
	④アトリエ	公開制作
3	①無料休憩所	100円ワークショップ，ボランティア・ワークショップ
	①エントランス	ライブ，煎茶お手前
	②講堂	講演会，映画上映会，ライブ，ワークショップ発表会，アーティストトーク
	③講義室	研修レクチャー
	④創作室	ワークショップ，公開制作，ギャラリーツアー内体験コーナー
	創作の中庭	ワークショップ
	前広場	野外ライヴ，バレエ，コンサート
	中庭	アフリカミュージック，ジャズコンサート，映画上映会
	④創作室	ダンスワークショップ，能，移動演劇（閉館後）
	②講堂	ダンスワークショップ，能，移動演劇（閉館後）
	①エントランス	ライブ，パフォーマンス，能，移動演劇（閉館後）
4	④ワークショップ室	ワークショップ，公開制作
5	②講座室	ビデオ上映，講座，一時保育
	④創作室	ワークショップ
	④子ども造形室	ワークショップ
	⑦公開制作室	公開制作
	①エントランス	コンサート

OS
RS

表４　教育普及活動の空間利用事例

4-3.　計画的問題点

事例２では，多くの人に講座に参加してもらうために，アトリエではなく，アトリエの２倍の大きさのある講義室で講座を開く。しかし、

床仕上げがじゅうたんのため，液体を扱う講座のときは，汚れないよう事前に床にシートを引く準備の必要がある。事例３の創作室は４つあるが，内２つは間仕切りをとり，統合しているが，残り２つは構造壁によって小さく分けられている。上述の事例２のように，創作室は広さの確保が必須と考えられる。

4-4. ＯＳと教育普及活動利用空間との関係

創作室においては、大きな音や匂いが出ることがあるため、他の部屋とは少し離れている方が良いという意見もある。

5. ＯＳの日常の空間利用

5-1. ＯＳの日常の利用実態

教育普及活動に対し，休憩など日常的に利用する姿も①のエントランスやロビーにおいてよくみられる。事例２の②ロビーでは，図書コーナーが設置されているため，休憩のついでとして図録を眺めている姿も見受けられる。

②講堂をＯＳにしている事例では，常にドアを開放した状態でビデオ上映している。

事例３では，ＯＳ内の廊下にベンチが多く設置してあり，エントランス付近のベンチはよく利用されている。しかし，離れのレストランに続く長い廊下に利用者の姿は見受けられず，レストランの入口が外から別に設置されているためといえる。事例５では，エントランスから市民開放スペースが気づかれにくく、利用率があがらない。そのため、エントランスに掲示や、デモ展示を行い工夫している。このように，住民に利用してもらうためには，ＯＳの存在を明確にすることや,気づかせる工夫が必要である。その他，事例１では，企画展示室へ入るために長い待ち列ができ，ＯＳに列がつくられる。

5-2. ＯＳの日常利用に対する問題点

図書室は来館者から利用しづらいという意見が出ている事例もある。その理由として，室として隔離されていること，また職員の目が気になることがあげられる。事例２では，ロビーの一角に図書コーナーを設け，本が自由に手に取ることができる。しかし，職員の目の届かない位置にあり，セキュリティや本の扱い方に課題がでてくる。

面積の広い事例１,３,５では，受付が入口の近くにあり，展覧会入口でチケットをもぎる形式でＯＳとわけている。面積の小さい事例２では，受付を２階入り口に設置し，層でＯＳとわけている。事例４では，ＯＳが区民ギャラリーのみであるが，展示棟の１階もＯＳにすることにより,ラウンジや図書コーナーが自由に使え，また入館料を支払わなくても教育普及活動に参加することもできる。それには，受付を２階に配置する，またはチケットをみる職員を展覧会入口に配置するなど，工夫が必要であるが，セキュリティや人員の課題もでてくる。

6. まとめ

以下に，ＯＳの利用実態とその問題点について示す。

1) 公立美術館内の住民開放スペースでは①エントランス・ロビー，②講堂・ホール，③講義室・会議室，④アトリエ・創作室，⑤区民（市民）ギャラリー，⑥美術図書室，⑦公開制作室,⑧ミュージアムショップの８種類が抽出できる。
2) 設置目的の対象圏域が狭い施設では，生活に身近に感じられるようにＯＳを多く設置している。
3) 教育普及活動で利用する空間には偏りがみられ，建設年が比較的新しい施設，更に中規模の施設ではＯＳがよく利用されている。
4) ＯＳを設けるには，有料ゾーンとの明確な区別が必要であるが,セキュリティや人員の課題がでてくる。

注

注１）文部科学省 HP　中央審議委員会　制度学習分科会　制度問題小委員会　議事録　資料　「博物館法の見直しの方向性について（論点案)」より抜粋

注２）全国美術館編著　「全国美術館ガイド」　美術出版社　2006 年 12 月

注３）奥平耕造編著「美術館建築案内−建築デザインを読む−」　彰国社　1997 年

参考文献・資料

１）　板橋区立美術館概要（第 12 号）2008 年 10 月

２）　府中市美術館　建設概要　2001 年 3 月

３）　内井昭蔵著「内井昭蔵のディテール　生活空間としての美術館・世田谷美術館」　彰国社　1987 年 12 月

４）　世田谷美術館の概要